

# 地震に備えて(3) あなたの避難対策は？

地震が起ったら、建物の倒壊や火災などから身を守るため避難しなければなりません。しかし、あわてて避難をすとかえって危険になる場合もありますから、次の点によく留意してください。



### (1) まず「いつときの避難場所」にいく

地震のすぐあとに、家族や近所の人たちとおち会って余震や火災のおそれはないか、しばらくようすをみるところが「いつときの避難場所」です。

- いつときの避難の際は、あわてず火やガスの始末をしましょう。
- 近くの公園や空地をふだんからよく確かめておきましょう。

### (2) どの道を通って避難しますか？

あなたの家または、いつときの避難場所から市の指定する「広域避難

場所」へ行くには、どの道を通っていくのが一番安全かよく確かめておきましょう。

- 避難路には、この道だけと限定しておくことは、かえって危険な場合がありますから、2~3の避難路を決めておきましょう。
- 避難路付近に火災が起きていないか、建物が倒れていないか、橋は落ちていないか、地割れのため通れるか、よく注意して行動しましょう。

### (3) いつ避難するか！

この判断はむずかしいですが、判

断をあやまると、とり返しのつかないこととなります。関東大震災の際に、被服廠（ひふくしょう）跡でまだ安心だと思っているうちに火につつまれ、にげおくれで何万人という人がなくなっています。

- 自主的に避難する場合……となり近所から火がでて、消火不能となり、燃え広がる危険があるとき。
- 避難の指示、勧告で避難する場合……市役所、自主防災組織（町内会）などで、避難の指示がでたとき。

### (4) 避難場所について

避難場所は、みなさんの生命を守るとりです。

- 家族・隣組・自主防災組織（町内会）等でお互いに協力して、まとまって行動してください。
- 自分だけの判断で行動せず、かならず、市役所や自主防災組織（町内会）の係の指示に従いましょう



## 市職員を募集

- 採用職種と人員 看護婦または保健婦 1名
- 受験資格 昭和52年4月1日現在、年令満40才以下で看護婦または准看護婦保健婦のいずれか免許をもった健康な人
- 申込み方法 受験申込書（市庁舎8階の企画

- 受験申込み
- 試験予定
- 問合せ先

調整部人事課に所定の用紙があります。）によって申込んでください  
 昭和52年4月15日（金）から4月21日（木）まで  
 昭和52年4月22日（金）  
 〒417 富士市永田61-1  
 富士市企画調整部人事課  
 電話0545 (51) 0123 内線518